

平成24年10月

## 一般社団法人日本医療福祉設備協会役員選挙公示

一般社団法人日本医療福祉設備協会  
選挙管理委員会

本法人の理事の任期は、平成25年4月から6月の間に開催される定時社員総会の終結のときをもって満了しますので、定款第25条ならびに役員選任規則に基づき、平成25年度～平成26年度理事（任期2年）の選出を下記の要領により行うことを公示いたします。

現会長が選出、現理事会が承認した選挙管理委員会は、委員長 石田信之（アイテック株式会社）、委員 大塚照夫（清水建設株式会社）、鈴木明文（株式会社伊藤喜三郎建築研究所）、村上浩永（高砂熱学工業株式会社東京本店）、山崎 敏（株式会社トシヤマサキまちづくり総合研究所）の計5名によって組織し、選挙は「一般社団法人日本医療福祉設備協会 役員選任規則」（以下、選任規則という）に基づいて、下記のとおり行います。

### 1. 選挙権・被選挙権について

選挙の有権者（選挙権および被選挙権をもつ者）は、選任規則第9条により、平成24年9月末日現在の正会員とします。ただし、選出規則第3条により、平成25年3月末日現在で満70歳を超える正会員には、選挙権はありますが、被選挙権はありません。

### 2. 理事選挙の立候補者の募集について

上記の有権者に対し、平成24年10月下旬に理事選挙の立候補届出用紙を送付します。選任規則第10条第2項に規定されている立候補の形式は、自ら立候補する場合（自薦）と2名以上の正会員の推薦を受けて立候補する場合（他薦）との2種類があります。自薦または他薦によって立候補される方は、立候補届出用紙に必要事項を記載の上、この文書の末尾に記載されている選挙管理委員会宛に必ず郵送してください（FAX、メール等による提出は受け付けませんので、ご注意ください。）。立候補の締切日は平成24年11月19日（月）（必着）とします。

### 3. 立候補者名簿の作成について

選挙管理委員会は、立候補の締め切り後、立候補者の名簿を作成し、投票を行うか否かを判断します。すなわち、立候補者が選挙による理事の定数と同数の20名、あるいは定数である20名に満たなかった場合は、選任規則第14条に基づき、投票は行わず、立候補者全員を選挙による理事候補者として社員総会に上程します。立候補者が20名を超えた場合は、選任規則第11条に基づき投票を行います。

なお、立候補者の名簿は、氏名、年齢、所属、専門分野を掲載します。

### 4. 投票について

立候補者が20名を超えた場合の投票は、平成24年12月から平成25年2月

の間に行います。具体的には、平成24年12月末日までに、理事立候補者名簿（被選挙人名簿）および投票用紙を有権者に送付します。平成25年1月7日（月）までに理事立候補者名簿および投票用紙が届かない場合は、法人事務局内選挙管理委員会までお申し出ください。

投票用紙は有権者1名につき1枚（1票）とし、投票は10名以内の候補者を無記名で連記する方法によって行います。投票の締切日は平成25年2月15日（金）（必着）とします。

## 5. 開票について

投票を締め切った後1週間以内に、本法人事務局において開票を行い、選任規則第13条に基づき、得票数が多い者から上位20名を選挙による理事候補者とします。なお、当落に関係がある同点者があった場合は、選任規則第13条第2項に基づき、抽選により理事候補者を決定します。

## 6. 選挙に関する異議申し立てについて

今回の選挙の異議申し立て期間は、平成24年10月26日（金）から11月26日（月）までとします。異議のある方は、本法人事務局内選挙管理委員会宛に、文書でお申し出ください（ファクシミリ使用可 FAX 03-6240-0690）。異議申し立ては、選挙管理委員会もしくは運営委員会もしくは理事会において検討し、その結果を異議申し立て者に通知いたします。

〒113-0033

東京都文京区本郷3-39-15 医科器械会館3階

一般社団法人 日本医療福祉設備協会 事務局内

選挙管理委員会 宛

以上

---

## 平成25年度～平成26年度理事選挙の日程

平成24年

10月下旬 「選挙公示」、「立候補届出用紙」、「役員選任規則」を有権者に発送

11月19日（月） 立候補の締め切り

12月上旬 立候補者名簿の作成

（立候補者が21名以上の場合）

12月末日 「立候補者名簿」、「投票用紙」を有権者に発送

平成25年

2月15日（金） 理事選挙投票締め切り（無記名で10名以内を連記）

2月中旬 理事選挙投票開票